

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の概要

平成31年4月1日に「熊本県風俗案内業の規制に関する条例」が施行されます。

本条例では、風俗案内業を行う上での禁止行為等を定め、これに違反した者に対する罰則・行政処分を整備しています。

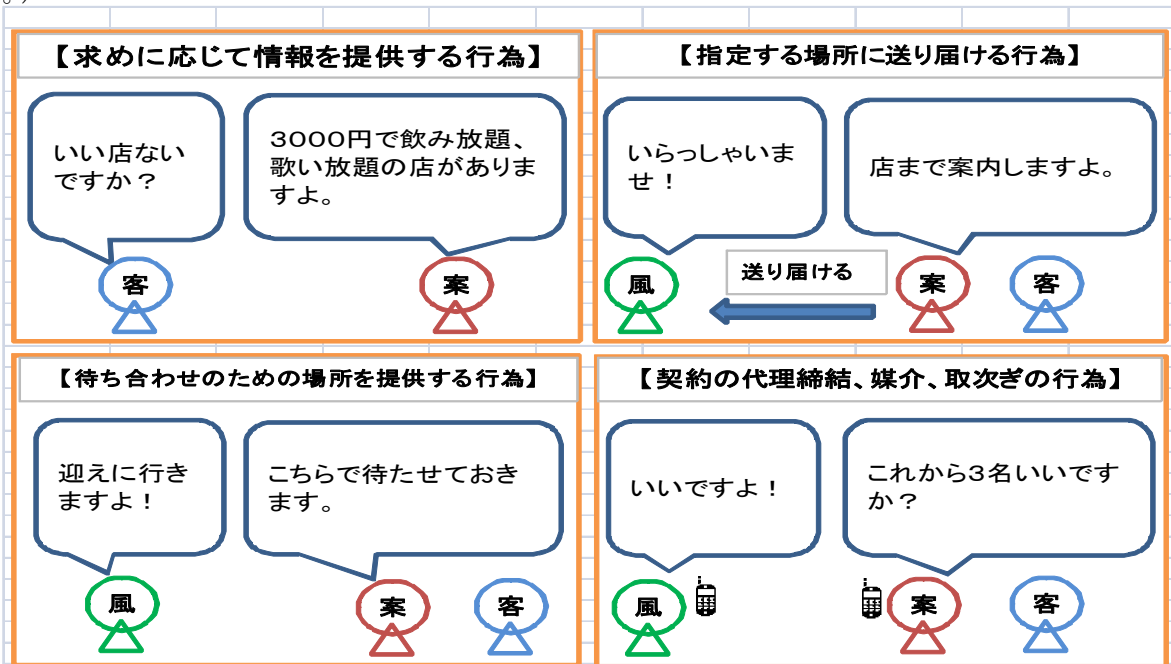
◎ 条例の目的 第1条

この条例は、清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗案内業について、風俗案内を行うことができる地域等を制限し、及び少年に風俗案内所を利用させること等を規制し、もって県民が安心して暮らすことができる健全な生活環境の形成に資することを目的としています。

◎ 風俗案内とは 第2条

【風俗案内】

有償又は無償で行う次のいずれかに該当する行為をいいます。（重複する場合も含みます。）



- 風** ～接待風俗営業又は性風俗特殊営業を営む者
- 案** ～風俗案内業者
- 客** ～情報の提供を受けようとする者等

※ 風俗案内の対象となる風俗営業等

○ 接待風俗営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風適法」といいます。)第2条第1項第1号に掲げる営業)※いわゆるスナック、キャバレー等

○ 性風俗特殊営業(風適法第2条第6項第1号若しくは第2号又は同条第7項第1号に掲げる営業)※いわゆるソープランド、ファッションヘルス、デリバリーヘルス等

【風俗案内業】

風俗案内を行うための施設又は設備（以下「風俗案内所」といいます。）を設け、当該風俗案内所を利用して風俗案内を行う事業をいいます。

◎ 風俗案内業の届出について 第3条

【風俗案内業を行おうとする場合の届出】

風俗案内業を行おうとする場合は、風俗案内所ごとに「風俗案内業開始届出書」に必要な事項を記載して、添付書類とともに風俗案内業を開始しようとする日の10日前までに風俗案内所の所在地を管轄する警察署を通じて公安委員会に提出しなければいけません。

【罰則】（無届け、虚偽記載）～30万円以下の罰金

※ 平成31年4月1日以前から風俗案内業を行っている場合も届出が必要です。

添付書類

共通書類

- 風俗案内所の使用権限を疎明する書類
- 風俗案内所の平面図及び周囲の略図
- 管理者に関する書類
 - ・ 住民票（本籍の記載のあるもの。以下同じ。）の写し（コピーは不可）
 - ・ 成年被後見人又は、被保佐人に該当しない旨の法務局発行に係る登記事項証明書（以下「登記されていないことの証明書」とします。）
 - ・ 成年被後見人とみなされる者、被保佐人とみなされる者、従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長発行の身分証明書（以下「身分証明書」とします。）
 - ・ 業務を誠実にを行うことの誓約書
 - ・ 欠格事由に該当しない旨の誓約書（以下「欠格事由誓約書」とします。）

個人の場合

- 事業者の住民票の写し
- 事業者の登記されていないことの証明書
- 事業者の身分証明書
- 事業者の欠格事由誓約書

法人の場合

- 定款
- 法人の登記事項証明書
- 役員の住民票の写し
- 役員の登記されていないことの証明書
- 役員の身分証明書
- 役員の欠格事由誓約書

【届出事項に変更があった場合の届出】

届出した一定の事項に変更があった場合は、「変更届出書」に必要な事項を記載して、変更に係る添付書類とともに変更の日から10日以内に風俗案内所の所在地を管轄する警察署を通じて公安委員会に提出しなければいけません。

【罰則】（無届け、虚偽記載）～30万円以下の罰金

【風俗案内業を廃止した場合の届出】

風俗案内業を廃止した場合は、「**廃止届出書**」に必要な事項を記載して、廃止の日から**10日以内**に風俗案内所の所在地を管轄する警察署を通じて公安委員会に提出しなければいけません。

【罰則】(無届け、虚偽記載)～30万円以下の罰金

【風俗案内業の所在地を変更した場合の届出】

風俗案内業の所在地を変更する場合は、「**廃止届出書**」及び「**風俗案内業開始届出書**」に必要な事項を記載して、添付書類とともに、新たな風俗案内業を開始しようとする日の**10日前まで**に新たな風俗案内所の所在地を管轄する警察署を通じて公安委員会に提出しなければいけません。

【罰則】(無届け、虚偽記載)～30万円以下の罰金

◎ 欠格事由について 第4条

次のいずれかに該当する場合は、風俗案内業を行うことができません。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は第4条第2号に規定する罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に事業停止命令、事業廃止命令に違反した者
- 4 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 5 熊本県暴力団排除条例第30条の規定により公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過しない者
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 未成年者（18歳未満の者でない未成年者で風俗案内業に関し成年者と同一の行為能力を有するものを除く。）
- 8 法人で、その役員のうち上記1～6までのいずれかに該当する者を含むもの

◎ 禁止事項について 第5～9条

第5～9条では、風俗案内業を行う上での禁止事項を定めています。

● 名義貸しの禁止(第5条)

自己の名義をもって、他人に風俗案内業を行わせてはいけません。

【罰則】～6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

● 特定の性風俗特殊営業に係る風俗案内の禁止(第6条)

風適法第2条第6項第2号又は同条第7項第1号営業（いわゆるファッションヘルス、デリバリーヘルス等）の風俗案内を行ってははいけません。

【罰則】～6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

● 特定の地域における風俗案内の禁止等(第7条)

次表の左欄の風俗案内を行う風俗営業の種別ごとに、同表右欄の地域においては、風俗案内を行ってははいけません。

【罰則】～6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

風俗案内を行う 風俗営業等の種別	風俗案内が禁止される地域
接待風俗営業 (風適法第2条第1項 第1号に掲げる営業) ※いわゆるスナック、 キャバレー等	ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域 イ 学校又は病院から50～100メートル(地域により距離が異なります。)の区域内の地域 ※接待風俗営業に係る営業が禁止されている地域と同じ。
性風俗特殊営業 (風適法第2条第6項 第1号に掲げる営業) ※いわゆるソープランド	ア 県内の全地域(熊本市中央区の区域のうち中央街の4番、6番、8番、10番及び11番の区域を除きます。) イ 学校、病院、図書館等の周囲200メートルの区域内の地域 ※性風俗特殊営業(風適法第2条第6項第1号に掲げる営業)に係る営業が禁止されている地域と同じ。

● 無許可風俗営業等に係る風俗案内の禁止(第8条)

無許可等の接待風俗営業(いわゆるスナック、キャバレー等)や無届の性風俗特殊営業(いわゆるソープランド)の風俗案内を行ってははいけません。

● 少年の業務従事禁止等(第9条)

□ 風俗案内所において、18歳未満の者を風俗案内業に係る業務に従事させてはいけません。

【罰則】～6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

□ 18歳未満の者に風俗案内所を利用させてはいけません。

【罰則】～6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

◎ 風俗案内業の管理運営について 第10～13条

● 「従業者名簿」の備付け義務(第10条)

□ 風俗案内所ごとに「従業者名簿」を備えなければなりません。

□ 同名簿には、必要な事項(従業者の氏名、住所、性別、生年月日、採用日、退職日及び従事する業務の内容)を記載しなければなりません。

□ 従業員が退職した場合は、退職した日から3年間、同名簿を保存しなければなりません。

【罰則】(従業者名簿の不整備、必要事項の未記載、虚偽記載、不保存)～20万円以下の罰金

※ 従業者名簿は、紙で管理するか、パソコン等で管理することもできます。

● 従業者の生年月日の確認等の義務(第11条)

□ 従業者の生年月日を、運転免許証等により確認しなければなりません。

□ 従業者の生年月日の確認に係る記録(確認年月日、確認に用いた住民票の写しや運転免許証等の写し)を作成しなければなりません。

□ 同記録は、従業員が退職した日から3年間保存しなければなりません。

【罰則】(従業者の生年月日の不確認、記録の未作成、虚偽記録の作成、不保存)～20万円以下の罰金

※ 確認に用いた書類は、スキャナ等で読み取り、パソコン等で管理することもできます。

● 風俗案内の対象となる風俗営業等の許可等の確認義務(第12条)

- 風俗案内の対象となる風俗営業等の許可等の有無を書面（風俗営業許可証、届出確認書等）で確認しなければなりません。この確認は、当該対象営業の風俗案内を初めて行う時までに行っておかなければいけません。
- 「風俗営業等確認簿」に必要な事項を記載して、風俗案内所ごとに備えておかなければなりません。
- 「風俗営業等確認簿」は、案内を行わなくなった日から3年間保存しなければなりません。

【罰則】(風俗営業等の許可等の有無の不確認、風俗営業等確認簿の不整備、必要事項の未記載、虚偽記載、不保存)～20万円以下の罰金

- ※ 「風俗営業等確認簿」は、紙で管理するほか、パソコン等で管理することもできます。

● 管理者の選任等(第13条)

- 風俗案内所ごとに管理者1人を選任しなければなりません。
- 選任した管理者が欠けた場合は、その日から14日以内に新たな管理者を選任し、選任した日から10日以内に変更の届出をしなければいけません。
- 前記欠格事由1～6のいずれかに該当する者又は未成年者は、管理者となることができません。
- 管理者の業務
 - ・ 風俗案内業者等が条例の規定を遵守して業務を実施するため必要な助言又は指導を行うこと
 - ・ 「従業者名簿」及び「風俗営業等確認簿」の記載等について管理すること
 - ・ 風俗案内所を利用している18歳未満の者を発見した場合に、風俗案内所から立ち退くよう勧告するなど必要な措置を講じること

◎ 風俗案内業者の遵守事項について 第14条

本条例では、風俗案内業を行う上での遵守事項を定め、これに違反した者に対する行政処分を整備しています。

● 営業時間の制限(第1号)

接待風俗営業(いわゆるスナック、キャバレー等)の風俗案内は、午前0時(次表に記載されているものは午前1時)から午前6時までの間には行ってはいけません。

対象地域	期間
県内の全域	7月14日から7月16日までの日 8月14日から8月16日までの日 12月20日から翌年の1月8日までの日
各地域	公安委員会規則で定める日
熊本市中央区下通一丁目、下通二丁目、新市街1～13番、中央街1、2、4～12番、花畑町9～13番、手取本町2～8番、安政町1～3番、5～7番 八代市本町一丁目1～7番、10～12、13番の一部、袋町3、4番	通年

● 性風俗特殊営業（いわゆるソープランド）に係る風俗案内の時間の制限（第2号）

性風俗特殊営業（いわゆるソープランド）の風俗案内は、午前0時から午前6時の間には行ってはいけません。

● 風俗案内所周辺における騒音の制限（第3号）

風俗案内所の周辺において、公安委員会規則で定める数値（地域及び時間帯を区分し、それぞれ40～60デシベル）以上の騒音を生じさせてはいけません。

● 風俗案内所の外周等における表示物の制限（第4号）

風俗案内所の外周や外部から見通すことができる状態にしてその内部に、次表に該当する物品（写真、雑誌、図画等）や文字・記号を、表示、掲出、配置してはいけません。

対象物	公安委員会規則で定める基準に該当するもの
物品 (写真、雑誌、図画等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為を表すもの（例：男女のダンスやデュエット等） ・ 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する行為を表すもの（例：裸の男女が抱き合っている等） ・ 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす業務に従事している者もしくは従事していた者を表すもの又はこれらの者であると人を誤認させるようなもの（例：ホステスの写真、女性の写真と一緒にスナックの店名があるもの等） ・ 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務に従事している者若しくは従事していた者を表すもの又はこれらの者であると人に誤認させるようなもの（例：エアーマットに横たわる女性等） ・ 全裸又は半裸の人の姿態（衣服が透けた状態を含む。）を表すもの（例：トップレス、シースルーの女性等） ・ 人の通常衣服で隠されている下着又は身体が見える状態にある姿態を表すもの（例：下着が見えている女性等） ・ 人の陰部、胸部又は臀部を強調して表すもの（例：胸や尻を大きく写したのもの等） ・ 性具その他性的な行為の用に供する物品を表すもの（例：バイブレーター等） ・ 水着又は接待風俗営業や性風俗特殊営業で用いられる衣装を着用した人の姿態を表すもの（例：ホステスが着用する衣服、水着、セーラー服等）
文字、記号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する行為を表すもの（例：性感マッサージ等） ・ 全裸、半裸又は、下着を着用していない状態若しくは衣服等が透けた状態を表すもの（例：すっぽんぽん、トップレス、ノーブラ、シースルー等） ・ 下着姿を表すもの（例：ランジェリー等） ・ 陰部、胸部又は臀部を表すもので、卑わいな幹事を与えるもの（例：巨乳、美尻等） ・ 性的な行為又は卑わいな行為を表すもの（例：生尺、痴漢、69等） ・ 性具その他性的な行為の用に供する物品を表すもの（例：バイブレーター等） ・ 性風俗特殊営業を表すもの（例：ソープランド等） ・ 人の特徴を表すもので、風俗案内所に表示し、又は表示したものを掲出し、若しくは配置することにより卑わいな感じを与えるもの（例：痴女、人妻等） ・ その他卑わいな表現であるもの（例：淫乱、エッチ等）

● 18歳未満の者が風俗案内所を利用してはならない旨の表示義務（第5号）

18歳未満の者が風俗案内所を利用してはならない旨を、風俗案内所の入口等に表示しなければいけません。

● 卑わいな行為が行われていることを告げる等の方法による風俗案内の禁止（第6号）

卑わいな行為が行われていることを告げ、又は卑わいな行為が行われていると思わせる方法で風俗案内を行ってははいけません。

● 風俗案内の契約締結、解除等に関し、人を威迫することなどの禁止（第7号）

風俗案内の契約を締結させ、又は風俗案内の契約の解除を妨げるため、人を威迫し、困惑させてはいけません。

◎ 行政処分について 第15～17条

公安委員会は、条例の規定に違反した場合などに、風俗案内業者に対し、指示、事業停止命令、事業廃止命令を行うことができます。

【罰則】（事業停止命令違反、事業廃止命令違反）～6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

◎ 公安委員会による調査等 第18、19条

□ 公安委員会は、風俗案内業者に対し、その業務に関する報告又は資料の提出を求めることができます。

【罰則】（報告の不履行、資料の不提出、虚偽報告、虚偽資料の提出）～20万円以下の罰金

□ 警察職員は、風俗案内所に立ち入り、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができます。

【罰則】（立入検査の拒否、妨害、忌避）～20万円以下の罰金

◎ 罰則について 第20～23条

風俗案内業者が条例に違反した際の罰則及び両罰規定について規定しています。

◎ 経過措置について 附則

条例の施行にあたり、以下の経過措置を規定しています。

経過措置

- この条例の施行の際、現に風俗案内を行っている方の風俗案内業開始届出書の提出は、**平成31年4月30日まで**に行う必要があります。
- この条例の施行の際、現に禁止地域で風俗案内を行っている風俗案内業者への禁止地域の規定の適用は、**平成31年4月30日まで**猶予します。
- 上記禁止地域で風俗案内を行っている風俗案内業者で、**平成31年4月30日まで**に風俗案内業開始届出書を提出すれば、禁止地域の規定の適用は**平成31年9月30日まで**猶予します。